

千葉県告示第815号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和元年10月2日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年10月2日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 朝日ヶ丘町8号線	花見川区朝日ヶ丘4丁目3169番58から 花見川区朝日ヶ丘4丁目3168番9まで	令和元年10月2日
市道 朝日ヶ丘町65号線	花見川区朝日ヶ丘4丁目3211番19から 花見川区朝日ヶ丘4丁目3169番65まで	令和元年10月2日